平成14年(ネ)第2776号 特許権侵害差止等,特許権侵害差止請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成13年(ワ)第831号(第1事件),平成13年 (ワ) 第6097号(第2事件))

決

控訴人(1審第1・第2事件原告) 同訴訟代理人弁護士 同補佐人弁理士	未来工業 伊 樋	業株式会社 神 口	社 喜 武	弘
被控訴人(1審第1·第2事件被告) 同訴訟代理人弁護士 同	日動電工上上	C株式会 ^社 原 原	社 健 理	嗣子
同補佐人弁理士	鈴	江	孝	_
同	鈴	江	正	=

文

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。 2 事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

第1事件

(1)ア 被控訴人は、原判決別紙イ号物件目録(以下「別紙イ号物件目録」とい う。)記載の物件を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をしてはならない。 イ 被控訴人は、原判決別紙商品目録(以下「別紙商品目録」という。)

2記載の4mmバー埋込用を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若し くは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をしてはならない。

(2)ア(ア) 被控訴人は、①別紙イ号物件目録添付商品リスト記載のとおりの4mmバーボックス、②別紙商品目録 1, 2記載の4mmバー埋込用及び③4mmバー(埋 込用)取付法を記載したカタログを配布してはならない。

(1)

被控訴人は、これらカタログを廃棄せよ。 被控訴人は、既に配布済みの「2000-2001 電設系総合カタログ」を イ(ア) 回収の上、廃棄せよ。

(イ) 被控訴人は、「2000-2001 電設系総合カタログ」の配布済みの配布 先に対して原判決別紙削除部分目録(以下「別紙削除部分目録」という。) 1記載 の部分が使用できない旨を記載したカタログ取扱説明書を配布せよ。

ウ(ア) 被控訴人は、既に配布済みの「2001-2002 電設系総合カタログ」を

回収の上、廃棄せよ。

- 被控訴人は、「2001-2002 電設系総合カタログ」の配布済みの配布 **(1)** 先に対して別紙削除部分目録2記載の部分が使用できない旨を記載したカタログ取 扱説明書を配布せよ。
- 被控訴人は、別紙イ号物件目録添付商品リスト記載のとおりの4mmバーボ ックスを含む別紙イ号物件目録記載の物件及びその製造用金型を廃棄せよ。
 - 訴訟費用は第1,2審とも被控訴人の負担とする。
 - (5) 仮執行宣言

第2事件

- (1) 被控訴人は、原判決別紙ハ号物件目録(以下「別紙ハ号物件目録」という。)記載の物件を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡し の申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。)をしてはならない。
- (2)ア(ア) 被控訴人は、①別紙ハ号物件目録添付商品リスト記載のとおりの4 mmバーボックス, ②4mmバー(埋込用)取付法を記載したカタログを配布してはな らない。

(イ)

被控訴人は、これらカタログを廃棄せよ。 被控訴人は、既に配布済みの「2000-2001 イ(ア) 電設系総合カタログ」を 回収の上、廃棄せよ。

「2000-2001 電設系総合カタログ」の配布済みの配布 (イ) 被控訴人は, 先に対して別紙削除部分目録3記載の部分が使用できない旨を記載したカタログ取 扱説明書を配布せよ。

ウ(ア) 被控訴人は、既に配布済みの「2001-2002 電設系総合カタログ」を 回収の上、廃棄せよ。

- (イ) 被控訴人は、「2001-2002 電設系総合カタログ」の配布済みの配布 先に対して別紙削除部分目録4記載の部分が使用できない旨を記載したカタログ取 扱説明書を配布せよ。
- (3) 被控訴人は、別紙ハ号物件目録添付商品リスト記載のとおりの4mmバーボックスを含む別紙ハ号物件目録記載の物件及びその製造用金型を廃棄せよ。
 - (4) 訴訟費用は第1.2審とも被控訴人の負担とする。
 - (5) 仮執行宣言

(以下,控訴人(1審第1・第2事件原告)を「原告」,被控訴人(1審第1・第2事件被告)を「被告」という。また、略称については原判決のそれによる。)

第2 事案の概要

1 原告の請求及び原審の判断

第1事件は、原判決別紙特許公報1(以下「別紙特許公報1」という。)記載の「コンクリート埋設物」に係る特許権(特許第2567807号)の特許権者である原告が、被告による別紙イ号物件目録記載のコンクリート埋設用電線接続ボックス(別紙イ号物件目録添付商品リスト記載の4mmバーボックスと別紙商品目録1,2記載の4mmバー埋込用を組み合わせたもの〔イ号物件〕)の製造、販売及びその宣伝広告の態様が、上記特許権の直接侵害又は間接侵害に当たるとして、被告に対し、イ号物件の製造、使用等の差止め並びにイ号物件及びその製造用金型の廃棄を求めるとともに、特許法100条2項に基づき、被告の商品カタログの配布の差止め、廃棄等を求めた事案である。

第2事件は、原判決別紙特許公報2(以下「別紙特許公報2」という。)記載の「コンクリート埋設物」に係る別の特許権(特許第2838511号)の特許権者である原告が、被告の製造、販売する別紙ハ号物件目録記載のコンクリート埋設用電線接続ボックス(別紙ハ号物件目録添付商品リスト記載の4mmバーボックス〔ハ号物件〕)が、上記特許権の直接侵害に当たるとして、被告に対し、ハ号物件の製造、使用等の差止め並びにハ号物件及びその製造用金型の廃棄を求めるとともに、特許法100条2項に基づき、被告の商品カタログの配布の差止め、廃棄等を求めた事案である。

原審は、イ号物件及びハ号物件が上記の各特許の発明の技術的範囲に属することは肯定したが、これらの特許には明かな無効事由が存在し原告の請求は権利の濫用に当たるとして原告の請求をいずれも棄却した。このため、原告が本件控訴を提起した。

2 争いのない事実等

(1) 当事者

ア 原告は、電気設備資材、給排水設備機械等の製造、販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告は、電力用配電機材及び住宅用電設資材等の製造、販売等を目的と する株式会社である。

(2) 本件特許権 1 について

ア(ア) 原告は、次の特許権(以下「本件特許権1」といい、その特許を「本件特許1」、その特許出願に係る願書に添付した明細書を「本件明細書1」、特許請求の範囲第1項の発明を「本件発明1」という。)を有している。

特許番号 第2567807号 発明の名称 コンクリート埋設物

分割の表示特願平1-306218の分割

出 願 日 昭和59年1月17日(特願平5-271610) 公 開 日 平成6年10月25日(特開平6-299698)

登録日 平成8年10月3日

特許請求の範囲 別紙特許公報 1 該当欄記載のとおり

(イ) 本件特許1は、昭和59年1月17日に出願された特願昭59-6833号(以下「親出願」という。)の特許出願の一部を平成元年11月24日に特願平1-306218号(以下「子出願」という。)として分割出願し、該分割出願の一部を平成5年10月29日に特願平5-271610号として分割出願した特許出願(以下「孫出願」又は「本件出願1」という。)に係るものであり、平成8年10月3日に設定登録がされた(原判決別紙「親出願(特願昭59-6833号)からの分割出願の推移一覧」〔以下「分割経緯図」という。〕参照)。

イ 本件発明1は、次の構成要件に分説することができる。

A 手による三次元方向に自在に折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物本体の開口部を押圧できる突張り強度を有し、コンクリート壁の支 骨をなす鉄筋に架設される線状の複数の支持部材を有するものであること、

複数の支持部材の各々を、鉄筋に対し埋設物本体を任意の位置に設置 するのに十分な長さの自由端を残して、埋設物本体の外方に突出するように埋設物 本体の開口部の反対側に、線状又は複数の点状に固着するものであること、

コンクリート埋設物であること。

本件特許権2について

ア(ア) 原告は、次の特許権(以下、「本件特許権2」といい、その特許を特許2」、その特許出願に係る願書に添付した明細書を「本件明細書2」、 特許請求の範囲第1項の発明を「本件発明2(1)」, 同第2項の発明を「本件発明 2(2)」,本件発明2(1)と(2)を併せて「本件発明2」という。)を有している。

> 第2838511号 特許番号 発明の名称 コンクリート埋設物

特願平7-173552の分割 分割の表示

昭和59年1月17日(特願平8-85107) 願 出 日 開 公 日 平成8年12月24日(特開平8-338130)

録 日 平成10年10月16日 特許請求の範囲 別紙特許公報2該当欄記載のとおり

本件特許2は,本件出願1の一部を平成7年7月10日に特願平7 ・173552号として分割出願し(以下「曾孫出願」という。), 該分割出願の 一部を平成8年4月8日に特願平8-85107号として分割出願した特許出願 (以下「玄孫出願」又は「本件出願2」という。)に係り、平成10年10月16 日に設定登録がされた(分割経緯図参照)

本件発明2(1)は、次の構成要件に分説することができる。

手による三次元方向に自在に折り曲げが可能であると共に、曲げられ た状態で型枠に埋設物本体の開口部を押圧できる突張り強度を有し、コンクリート 壁の支骨をなす鉄筋に架設される線状の複数の支持部材の各々を、前記埋設物本体 の開口部の反対側に複数箇所で取付ける取付部を備えるものであること, b コンクリート埋設物であること。

ウ 本件発明 2 (2) は、次の構成要件に分説することができる。 (a) 手による三次元方向に自在に折り曲げが可能であると共に、曲げられ た状態で型枠にボックスの開口部を押圧できる突張り強度を有し、コンクリート壁 の支骨をなす鉄筋に架設される線状の複数の支持部材の各々を、前記ボックスの開 口部の反対側の4隅における複数箇所で取付ける取付部を備えるものであること,

(b) コンクリート埋設物であること。

無効審判について

被告は、本件特許1について特許庁に無効審判を請求(無効2000-35598号) し(乙3), 原告は、答弁書提出期間内に提出した平成13年2月5日付け訂正請求書(甲18の2)により、本件明細書1から図43及び図44並 びにその説明を削除する訂正請求をした(以下,この訂正を「本件訂正1」とい う。)。特許庁審判官は、平成13年8月31日付けで、「訂正を認める。本件審判の請求は成り立たない。」との審決をした(甲36)。被告は、この審決について、審決取消訴訟を提起したが(東京高等裁判所平成13年(行ケ)第452号)、平成14年8月29日、訴えを取り下げ、この審決は確定した(甲53ない L63)。

被告は、本件特許2について特許庁に無効審判を請求(無効2000-35604号)し、原告は、答弁書提出期間内に提出した平成13年2月19日付 け訂正請求書により、本件明細書2から図43及び図44並びにその説明を削除す る訂正請求をした(以下、この訂正を「本件訂正2」という。)。特許庁審判官は、平成13年8月31日付けで、「訂正を認める。本件審判の請求は成り立たない。」との審決をした(甲37)。被告は、この審決について、審決取消訴訟を提起したが(東京高等裁判所平成13年(行ケ)第456号)、平成14年8月29 訴えを取り下げ、この審決は確定した(甲53ないし63、弁論の全趣旨)

被告は、子出願に係る特許(特許2562698号)について特許庁に 無効審判を請求した(無効2000-35610号)。特許庁審判官は、平成13 年8月31日付けで、「特許第2562698号の請求項1及び請求項2に係る発 明についての特許を無効とする。」との審決(以下,この審決を「本件無効審決」

という。)をした(乙61)。原告は、出訴期間内に審決取消訴訟を提起しなかっ たので、本件無効審決は確定し、子出願に係る特許権は、平成13年10月15 日、消滅したとして、権利の消滅の登録がされた(乙62)。

被告製品(イ号物件,ハ号物件)について

被告は、別紙ハ号物件目録記載の電線接続ボックス(商品名・4mmバー BOX。以下, 第1事件においては「ボックス」, 第2事件においては「ハ号物 件」という。)を業として製造、販売している(ただし、ハ号物件が「コングリー ト埋設用」か否かは当事者間に争いがある。)。

イ 被告は、別紙商品目録 1, 2記載のバー(商品名・4mmバー(埋込以下「埋込用バー」という。)を業として販売している。 原告は、被告がボックスに埋込用バーを付設した別紙イ号物件目録記載

のコンクリート埋設用電線接続ボックス(以下「イ号物件」という。)を製造、販 売していると主張するが、被告はこれを否認している。

なお、別紙イ号及びハ号物件目録添付商品リスト記載のボックスのう ち、①4mmバーBOX薄型4OB(商品コード25B4OB3Z、品番V-4OB 3 Z), ② 4 mmバーBO X 薄型(品番 V - 4 O B 3 Z), ③ 4 mmバーBO X 薄型 (品番 V - 4 O B L 3 Z) は、埋込用バーを挿通させることができない(甲 2 7, 弁論の全趣旨)。

争点

争点は、次のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 案の概要」の「2 争点」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁1行目の次に改行して次のとおり付加する。 「ウ 子出願についての分割が不適法であるため、その出願日が親出願の出願日に遡及しないことにより、本件出願1の出願日も親出願の出願日に遡及せず、 その結果、本件発明1は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若しくは 当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。」

(2) 同17行目の次に改行して次のとおり付加する。

「ウ 子出願についての分割が不適法であるため、その出願日が親出願の出 願日に遡及しないことにより、本件出願2の出願日も親出願の出願日に遡及せず その結果、本件発明2は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若しくは 当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。」

(3) さらに、その次に改行して次のとおり付加する。

「(5) 争点(5) 原告主張の違憲等の有無」

争点に関する当事者の主張

争点に関する当事者の主張は,次のとおり付加するほか,原判決中の「事実 及び理由」の「第3 争点に関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、こ

の出願日に遡及しないことにより、本件出願1の出願日も親出願の出願日に遡及せ ず、その結果、本件発明1は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若し くは当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。)について

(1) 被告の主張

ア(ア) 本件特許1は、子出願をもとの出願として分割出願されたものである。そして、子出願に係る特許(特許2562698号)の無効審判事件(無効200-35610号)における本件無効審決は、子出願の親出願からの「分割出 願の明細書又は図面は、原出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した 事項の範囲内でないものを含むから、本件分割は不適法なものであって、本件特許 発明に係る出願の出願日は、平成5年10月29日である。」として、子出願の出願日が親出願の出願日である昭和59年1月17日に遡及せず、平成5年10月2 9日に出願されたものと認められるから、既に公開されている親出願の公開特許公 報(乙6)から当業者が容易に発明をすることができた発明についての特許であり、特許が特許法29条2項に違反してされたものとして、特許法123条1項2号により無効であるとすると判断した(乙61)。しかし、原告は、本件無効審決に対し、出訴期間内に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起しなかったので、本件 無効審決の確定により子出願は不適法な分割出願として親出願との関係が切断さ れ、出願日の遡及の利益を享受することができなくなった。その結果、子出願を原 出願として分割した本件特許1 (孫出願に係る特許)の出願日は、当該分割出願が 適法であった場合においても平成5年10月29日となり、親出願の出願日である

昭和59年1月17日まで遡及することはあり得ない。

(イ) また、確定した本件無効審決の判断が、別個の特許に関する孫出願等に対し、拘束力を持つものではないとしても、以下の述べるところからして、やはり本件特許1の出願日は平成5年10月29日であるというべきである。

原告は、平成元年11月24日、親出願からの分割により名称を「11月24日、親出願からの分割により名称を「(1) とする特許出願(大大態で型枠に埋設物の節を出題、「できる無力のもは、「できる無力であり、大きないった。」というりは、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というであり、大きないった。というでは、大きないった。

クリート埋設物の埋設方法。」とし、補正された内容で特許権が付与された。 そうすると、親出願の特許請求の範囲に記載された埋設物に設けられる支持部ないし支持部材は線状であることが必須の構成で、しかも、出願当初の 明細書又は図面の記載においても線状以外のものは記載していなかったところ,平成5年10月29日付け手続補正書により子出願が補正された結果,子出願の特許請求の範囲は,支持部材については線状でないものを含んで構成が拡大され,親出願当初明細書にも図面にも記載されていないものを含んで構成が拡大され,親出願から子出願への分割は特許法44条の分割要件を満たさない不適法なものとなった。したがって,子出願の出願日は,出願日の遡及の利益を享受することができないので,親出願の出願日(昭和59年1月17日)には遡及せず,また,平成5年10月29日付け補正書による補正後の子出願の特許請求の範囲は,子出願の出願当初の明細書又は図面の範囲内の事項を超えるものであるから,上記手続補正書が提出された平成5年10月29日に出願がされたものとみなされる。

b 孫出願は、平成5年10月29日、子出願の上記手続補正書の提出と同時に、子出願から分割して出願され、平成7年7月10日手続補正書により特許請求の範囲が補正され、孫出願に係る権利は、同日付手続補正書で補正された内容で特許権が付与された。

そうすると、前述のとおり、子出願が親出願に対して不適法な分割であるので、孫出願は子出願からの分割について各分割要件を満たしていたとしても、その出願日は、少なくとも子出願の出願日とされる平成5年10月29日までしか遡及することができず、親出願の出願日である昭和59年1月17日に遡及することはできない。

イ したがって、孫出願の出願日は平成5年10月29日となるから、本件発明1は、既に公開されている親出願の公開特許公報によって出願前全部公知の発明若しくは当業者が容易にできた発明にすぎず、特許法29条1項3号又は同条2項に違反するもので無効であることが明白である。なお、子出願に係る特許については、特許法123条1項の無効審決である本件無効審決が確定しており、もはや訂正審判により明細書の訂正をすることができない(特許法126条5項)。

訂正審判により明細書の訂正をすることができない(特許法126条5項)。 よって、本件特許1は無効であることが明白であるから、本件特許権1に基づく権利行使は権利の濫用として許されず、原告の本訴請求は直ちに棄却されるべきである。

(2) 原告の主張

ア そもそも、子出願にかかる特許に関する本件無効審決における判断が別個の特許に関する孫出願等に対し、当然に拘束力を持つものではなく、本件無効審決の確定により、自動的に本件特許1が無効となるのではない。

イ 子出願は、特許法44条に基づき、適法に分割された分割出願であるから、親出願の出願日まで出願日が遡及していたものである。

ところで、平成5年10月29日付け手続補正書による補正後の子出願の明細書の特許請求の範囲に記載された「支持部材」には「線状」という限定がなく、原出願の願書において最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内

でないものを含んでいるから、子出願の出願日が、独立した特許として、平成5年 法律第26号による改正前の特許法40条(以下「特許法40条」という。)に基 づき、「手続補正書を提出した時にした」と擬制され、出願日が上記手続補正書を 提出した平成5年10月29日に繰り下がった結果、子出願に係る特許権の新規性 がないとして無効となったに過ぎず、親出願から子出願への分割自体が不適法、無 効となったわけではない。本件無効審決も上記の見解に立つものである。

他方、子出願の分割出願時の原出願の明細書(当初明細書)及び孫出願の分割出願直前の子出願願書の明細書(平成5年3月19日付け手続補正書による補正後のもの)は、いずれも、特許請求の範囲には「線状」という限定を付した事項を発明の要旨としているから、本件出願1(孫出願)は、原出願(親出願、子出願)の最初に添付した明細書(親出願の明細書)又は図面に記載した事項の範囲内であるから、適該に分割されたものであり、独立した子出願の平成5年10月29日付補正書の補正内容に左右されるものではない。したがって、孫出願の出願日は親出願の出願日まで遡及するものである。このことは、本件特許1についての無効審判請求事件(無効2000-35598号)の審決(甲36)において、本件特許1(孫出願)の名書出願が適法とされたことの分割表である。

2 争点(4)ウ(子出願についての分割が不適法であるため、その出願日が親出願の出願日に遡及しないことにより、本件出願2の出願日も親出願の出願日に遡及せず、その結果、本件発明2は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若しくは当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。)について

(1) 被告の主張

ア本件特許2は、分割経緯図のとおり、平成8年4月8日、曾孫出願から分割して出願され特許権が付与されており、子出願の系統から分割されたものであるところ、子出願は、前記のとおり、不適法な分割出願として親出願との関係が遮断され、親出願までの出願日の遡及の利益を享受することができなくなった結果、出願日が平成5年10月29日とみなされた。その結果、子出願の系統から分割した本件特許2の出願日も、子出願の出願日である平成5年10月29日よりも前まで遡及することはない。

イ したがって、本件特許2もまた、出願前頒布された親出願の公開特許公報に記載された発明、若しくは、その発明に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるから、その特許が特許法29条1項3号若しくは同条2項の規定に違反してされたものとして、同法123条1項2号による無効理由があることは明らかである。

(2) 原告の主張

子出願の出願日は、特許法40条に基づき、「手続補正書を提出した時にした」と擬制され、平成5年10月29日に繰り下がった結果、子出願に係る特許権の新規性がないとして無効となったに過ぎず、親出願から子出願への分割自体が不適法、無効となったわけではない。

そして、本件特許2は、曾孫出願からの分割出願に係るところ、本件特許1と同様、分割出願当初明細書の特許請求の範囲第1項及び第2項は、共に「線状」という特定を付した「支持部材」をその構成とするから、原出願(親出願、子出願、孫出願〔本件出願1〕、曾孫出願〕の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内であり、かつ、分割直前の明細書又は図面に記載した事項の範囲内であるから、適法に分割出願されたものといえる。

また、本件特許2は、無効審判請求事件(無効2000-35604号)の審決(甲37)で、適法に分割出願されたものと認定された。この審決は、子出願に係る本件無効審決をした合議体と同一の合議体が同一日付でした審決である。分割不適法の適用を受けた後の分割出願が分割出願になるのであれば、その後の分割出願を適法とする審決が出ることはないし、本件無効審決の確定がその後の分割出願の成否を左右するのであれば、当該分割出願以降の審決が同日付でされることもあり得ない。

3 争点(5) (原告主張の違憲等の有無) について

特許法178条の訴えの管轄権のない裁判所が上記1,2の被告の主張を認めて明らかな無効理由の存在を根拠に権利濫用となるとすることは、弁論主義を超え、特許庁の審査実務に反し、憲法29条に反する。 第4 当裁判所の判断

当裁判所の判断は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決「第4 当裁判

所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決37頁3行目から同48頁6行目までを次のとおり改める。

「(2) 同イ(本件発明1は、子出願につき分割不適法と判断して子出願に係る特許を無効とした審決が確定したことにより、その出願日が親出願の出願日に遡及しないこととなる結果、新規性又は進歩性を欠くか。)及び同ウ(子出願についての分割が不適法であるため、その出願日が親出願の出願日に遡及しないことにより、本件出願1の出願日も親出願の出願日に遡及せず、その結果、本件発明1は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若しくは当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。)について

ア 本件特許1及び本件特許2の分割出願に関する手続の経緯

(ア) 原告は、昭和59年1月17日、名称を「コンクリート埋設物の架設具および架設具を有するコンクリート埋設物」とする発明について特許出願(特願昭59-6833号〔親出願〕)をした(甲39)。その特許請求の範囲は、「(1)手による折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物を押圧できる突張り強度を有する線状の支持部と、支持部をコンクリート壁内に埋設される埋設物に取付ける取付部とからなるコンクリート埋設物の架設具。(2)コンクリート埋設物とこれに一体に設けられた線状の支持部材よりなる架設具とからなり、支持部材は手による折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物を押圧できる突張り強度を有し、支持部材を曲げてコンクリート壁内の支骨である鉄筋に架設しまり強度を有し、支持部材を曲げてコンクリート壁内の支骨である鉄筋に架設しまりものであった。

うものであった。 親出願は、昭和60年8月12日、公開され、平成元年8月9日、 拒絶理由通知がされ、平成元年11月24日、手続補正がされ、意見書が提出されるとともに、名称を「コンクリート埋設物」とする発明について、親出願からの分割により、特許出願(特願平1-306218号〔子出願〕)がされた。その後、親出願は、平成2年4月4日、拒絶査定されて、査定不服審判請求がされ、平成2年7月30日、特許法17条の2第4項の手続補正がされ、平成3年5月17日、拒絶査定不服審判において出願公告決定がされ、平成4年6月29日の手続補正を経て、平成5年3月14日、原査定取消、特許査定の審決がされ、平成5年7月28日、登録された後、平成5年10月29日、特許法64条による補正がされた(甲40の1、乙6)。

(イ) 前記の平成元年11月24日に名称を「コンクリート埋設物」と する発明についてされた親出願からの分割による特許出願(特願平1-306218号〔子出願〕)は、その特許請求の範囲が、「(1)手による折り曲げが可能で、か つ曲げられた状態で型枠に埋設物の開口部を押圧できる突張り強度を有する線状の 支持部材を開口部の反対側に一体に設けて成ることを特徴とするコンクリート埋設 物。(2)コンクリート埋設物がボックスであり、その底壁に切り起こされた突起で支持部材を包むようにかしめて支持部材を底壁に一体に設けて成ることを特徴とする 特許請求の範囲第1項記載のコンクリート埋設物。(甲40の1)」というものであり、平成4年12月21日、拒絶理由通知がされ、平成5年3月19日付け手続 補正書(甲40の2)により特許請求の範囲の補正がされるとともに、意見書が提 出され,その補正後の特許請求の範囲は,「(1)手による三次元方向に自在に折り曲 げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物本体の開口部を押圧できる突張り 強度を有し、コンクリート壁の支骨をなす鉄筋に架設される線状の支持部材を、鉄 筋に対し埋設物本体を任意の位置に設置するのに十分な長さの自由端を残して、埋 設物本体の外方に突出するように埋設物本体の開口部の反対側に一体に設けて成る ことを特徴とするコンクリート埋設物。(2)埋設物本体がボックスであり、手による 三次元方向に自在に折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠にボックスの開 口部を押圧できる突張り強度を有し、コンクリート壁の支骨をなす鉄筋に架設され る線状の支持部材を、鉄筋に対しボックスを任意の位置に設置するのに十分な長さの自由端を残して、ボックスの外方に突出するようにボックスの底壁に切り起こされた突起でかしめて一体に設けて成ることを特徴とする特許請求の範囲第1項記載のコンクリート埋設物。」というものであり、平成5年5月7日では5年6月8日であり、 平成5年8月11日、拒絶査定され、査定不服審判請求がされ、平成5年10月2 9日付けで、手続補正書を提出するとともに、子出願からの分割として、 (特願平5-271610号, 本件出願1〔孫出願〕)をし, 子出願は, 平成8年 6月17日, 原査定取消, 特許査定の審決がされ, 平成8年9月19日, 登録され た(乙68の1ないし11)。平成5年10月29日付け手続補正書は、子出願の

発明の名称を「コンクリート埋設物の固定方法及び埋設方法」とし、特許請求の範囲を、「(請求項1) 手による三次元方向に自在に折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物の開口部を押圧できる突張り強度を有する支持部材を折り出てできる突張り強度を有する支持部が要に架設して、コンクリート埋設物の開口部が型枠に密接する位置に該埋設物を固定なることを特徴とするコンクリート埋設物の固定方法。(請求項2) 手に関係を押圧できる突張り強度を有する支持部材を埋設物に設け、先に立てかけた型枠に埋設物の開口部が可能で、かつ曲げられた状態で型枠に埋設物の開口部が密接する支持部材を埋設物に設け、先に立てかけた型枠に対して埋設物の開口部が密接するように常設物に設け、先に立てかけた型枠に固定し、コンクリートを打設して埋設物を埋設って、弁論の全趣旨)、同補正に固定し、コンクリートを打設して埋設物を埋設することを特徴とする、「申して埋設物の埋設方法。」と補正するのであり(ス7、弁論の全趣目)、同補正の子出願の明細書の特許請求の範囲では、「線状」でないものも含むものとなったが、そのようで表別のので表別である。「支持部材」は「線状」でないものも含むものとなったが、そのように関の明細書の特許された。このも言なく、この出願の出願当初明にして、第項は、親出願の出願当初明細書又は図面に記載はなく、この出願の出願当初明にして、このは、記載によるに、このは、上記平成5年10月29日付け補正の内容で特許された(こ)に対対には、上記平成5年10月29日付け補正の内容で特許された(こ)に対対は、上記平成5年10月29日付け補正の内容で特許された。

前記の平成5年10月29日付けで子出願からの分割として出願 された本件出願1(孫出願)は、平成6年10月25日の公開を経て、平成7年5 月16日、拒絶理由通知がされ、平成7年7月10日付け手続補正書による手続補 正がなされ、意見書が提出されるとともに、孫出願からの分割として、特許出願 (特願平7-173552号、〔曾孫出願〕)がなされた。上記補正後の特許請求 **手による三次元方向に自在に折り曲げが可能で、かつ曲** の範囲は「(請求項1) げられた状態で型枠に埋設物本体の開口部を押圧できる突張り強度を有し、 リート壁の支骨をなす鉄筋に架設される線状の<u>複数の</u>支持部材<u>の各々</u>を、鉄筋に対 し埋設物本体を任意の位置に設置するのに十分な長さの自由端を残して、埋設物本 体の外方に突出するように埋設物本体の開口部の反対側に<u>線状又は複数の点状に</u> <u>固着し</u>で成ることを特徴とするコンクリート埋設物。(請求項2) 埋設物本体がボックスであり、手による三次元方向に自在に折り曲げが可能で、かつ曲げられた状態で型枠にボックスの開口部を押圧できる突張り強度を有し、コンクリート壁の 支骨をなす鉄筋に架設される線状の<u>複数の</u>支持部材<u>の各々</u>を、鉄筋に対しボックス を任意の位置に設置するのに十分な長さの自由端を残して、ボックスの外方に突出 するようにボックスの底壁に切り起こされた<u>複数の</u>突起でかしめて<u>固着し</u>て成るこ とを特徴とする請求項1記載のコンクリート理設物。」(下線が補正箇所)であっ たが、平成7年9月18日、拒絶査定され、査定不服審判請求がされ、平成8年1 月11日付けで、審判請求書の補正がされ、平成8年6月27日、原査定取消、特 許査定の審決がされ、平成8年10月3日、登録された(乙8)。分割出願時の明細書の特許請求の範囲第1項及び第2項は、分割直前の子出願の明細書、すなわ 上記平成5年10月29日付け手続補正書による補正前の子出願の明細書の特 許請求の範囲第1項及び第2項の記載と全く同一であり、発明の詳細な説明及び図 面も実質的に同一であった(甲40の2, 41, 乙8)

(エ) 前記の平成7年7月10日付け特許出願(特願平7-173552号, 〔曾孫出願〕)は、公開され、平成8年4月8日、本件出願2(玄孫出願)が分割出願され、特許された(甲43, 乙41)。

イ 被告は、子出願に係る特許を無効とする本件無効審決が確定したことにより、子出願は不適法な分割出願として親出願との関係が遮断され、出願日の遡及の利益を享受できなくなったから、子出願を原出願とする孫出願の出願日は、当該分割出願が適法であった場合でも、子出願の出願日とみなされる平成5年10月29日であり、親出願の出願日(昭和59年1月17日)まで遡ることはあり得ないと主張する。

そこで、検討するに、子出願に係る特許を無効とする本件無効審決が確定したことは前記のとおりであるから、子出願に係る特許権(特許第2562698号)は初めから存在しなかったものとみなされ(特許法125条)、このことは何人も争えないところである。しかしながら、被告が本件無効審決について主張している子出願の出願日に関する事項はあくまでも本件無効審決の理由中の判断事項に過ぎず、本件無効審決が確定したからといって、子出願とは別個独立の出願手続である孫出願の出願日につき、本件無効審決の判断が拘束力を持つと解すべき根

拠はない。また、子出願の特許が後に無効とされたからといって、子出願から分割された孫出願が当然に影響を受けるということもない。したがって、被告の上記主張は採用できない。

ウ さらに、被告は、本件無効審決の拘束力が孫出願の出願日等に及ばないとしても、実体上、親出願から子出願の分割は分割要件を満たしていないから不適法であり、子出願は出願日の遡及の利益を享受できず、その出願日は手続補正書を提出した平成5年10月29日とみなされ、子出願を原出願とする本件出願1(孫出願)の出願日も上記平成5年10月29日であり、親出願の出願日まで遡及しないと主張する。

そこで、以下、本件無効審決の拘束力から離れて、本件出願1 (孫出願) の分割出願に関する手続の経緯に即して、本件出願1 (孫出願) の出願日について検討する。

(ア) 特許出願の分割について定めた平成6年法律第116号による改正前の特許法44条1項は、「特許出願人は、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる時又は期間内に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願とすることができる。」と規定している。」と規定しているお、上記改正後の特許法44条1項は、特許出願を分割できる時期をしている。)と規定しているお、上記改正後の特許法44条1項は、特許出願を分割できる時期をしている。)の出願が適法であるための実体的な要件としているの出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること、②新たな出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること、が必要である。さらに、分割出願が原出願の時にしたものとみなされるという効果を有するの出願の出願の出願の出願の時に記載されているだけでは足りず、もとの出願の出願の出願の出願の出願の出記載されているだけでは足りず、もとの出願の出願の出願の出願の出願の出記載されているだけでは足りず、もとの出願の出願の出願の出願の出記載されているだけでは足りであると解される(逆に、も出願の出願の出記載されていない事項であっても、補正が可能であるから、分割の要件を満たすことになる。)。

満たすことになる。)。 ところで、特許法には、分割出願に関する規定は同法44条以外に存在しないから、分割出願(子出願)をもとの出願として更に分割出願(孫出願)を行う場合についても同条が適用されることになる。したがって、孫出願の出願日まで遡及するためには、子出願が親出願に対し分割の要件を満たし、かつ、孫出願に係る発明が親出願の出願当初明細書又は図面に記載された事項の範囲内であることを要するといる。これを本件についてみると、本件出願1(孫出願)は、和学出願の分割出願である子出願を更に分割出願し、本件出願2(玄孫出願)は、本件出願1(孫出願)を更に分割出願した曾孫出願を更に分割出願した出願の各分割出願の分割は願2(玄孫出願)、曾孫出願、本件出願1(孫出願)、子出願の各分割出願がる。 親出願の出願自びある場合には、本件出願1、2の出願日は、親出願の出願日まで遡及することになる。

1月24日が出願日となるはずであるが、上記補正後の明細書の特許請求の範囲は、子出願の出願当初明細書又は図面の範囲内でない事項を含むから、子出願の出願日は、特許法40条に基づき、平成元年11月24日から繰り下がって上記補正書を提出した日である平成5年10月29日とみなされることになる。本件無効審決の結論もこのような判断に基づくものと認められる(乙61)。

この点に関し、原告は、子出願が特許法44条により適法に分割された分割出願であり、上記平成5年10月29日付け手続補正書による補正により、特許法40条に基づき、出願日が平成5年10月29日に繰り下がったに過ぎず、子出願の分割自体が不適法、無効となるものでない旨主張するが、上記のとおり、そもそも子出願の分割は分割要件を具備しておらず不適法であることは明らかであって、原告の上記主張は採用することはできない。

(ウ) 次に、本件出願1(孫出願)についてみるに、本件出願1(孫出願)に係る発明は、子出願を親出願とする分割出願としては、平成5年3月19日付け手続補正書により補正された後の明細書又は図面を対象とすると、平成7年3月10日付け手続補正書による手続補正が適法と認められるから、子出願に係る発明と同一でないといえるので、平成5年10月29日付け手続補正書により補正された後の明細書又は図面を対象とすると子出願に係る発明と同一でないといえるので、平成5年10月29日付け手続補正書により、子出願を親出願とする分割出により、その他の分割の要件も満たしているといえるから適法とする。といるら、親出願との関係では、前記のとおり、子出願が親出願の時に出願したとみなされることになる。といるされる平成5年10月29日に出願したとみなされることになる。

この点に関し、原告は、本件出願1 (孫出願)は、原出願 (親出願,子出願)の最初に添付した明細書(親出願の明細書)又は図面に記載した事項の範囲内であり、かつ、分割直前の明細書又は図面に記載した事項の範囲内であるから、適法に分割されたものであり、その後になされた独立した子出願の平成5年10月29日付補正書の補正内容に左右されるものではなく、本件出願1 (孫出願)の出願日は親出願の出願日まで遡及する旨主張する。

でしても、子田願についての相正の有無、内容いかんにより、子田願の税田願からの分割がその要件を具備するか否かの帰趨が変動し、そのために、子出願の出願日が変動し、さらに孫出願の出願日が変動するような事態が生じることもやむを得ないところであり、原告の前記主張は採用することができない。
(エ) なお、原告は、本件特許1についての無効審判請求事件(無効200-35598号)の審決(甲36)が請求不成立とするものであり、被告の分割不適法の主張を理由がないと判断していることによれば、本件出願1(孫出願)の出願日が親出願の出願日まで遡及しないことにはならないと主張する。

しかしながら、本件特許1についての前記無効審判請求事件においては、請求人は、本件出願1(孫出願)に係る発明が親出願の出願当初明細書に記載されていない事項を含むこと等を理由として本件出願1に分割要件違反があるこ

と等を主張しており、子出願についての補正の点に関しては主張しておらず、審決中でもその点の判断はしていないから(甲36)、同審決があったことで上記判断が左右されるものではない。そればかりでなく、同審決は、本件無効審決が確定する前(本件無効審決と同じ平成13年8月31日付け)のものであり、この時点では、審決取消訴訟の提起により本件無効審決が取り消される可能性、若しくは、訂正審判の請求により子出願の分割不適法理由が解消される可能性が残っていたのであるから、同じ審判合議体のした審決であっても、補正に伴う子出願の分割不適法についての判断を示さなかったことも、首肯し得るところである。原告のこの点の主張も理由がない。」

2 原判決58頁9行目から59頁8行目を次のとおり改める。

「(2) 同イ(本件発明2は、子出願につき分割不適法と判断して子出願に係る特許を無効とした審決が確定したことにより、その出願日が親出願の出願日に遡及しないこととなる結果、新規性又は進歩性を欠くか。)及びウ(子出願についての分割が不適法であるため、その出願日が親出願の出願日に遡及しないことにより、本件出願2の出願日も親出願の出願日に遡及せず、その結果、本件発明2は親出願の公開特許公報によって出願前公知の発明若しくは当業者が容易に想到し得た発明であるか否か。)について

ア 本件出願2は、平成7年7月10日付けで、本件出願1の一部を分割してされた出願(特願平7-173552号〔曾孫出願〕)の一部を、平成8年4月8日付けで更に分割して特許出願(特願平8-85107号〔玄孫出願〕)したものである(前記第2,2,(3)、ア,(イ))。したがって、本件出願2(玄孫出願)、曾孫出願、本件出願1(孫出願)、子出願の各分割出願がそれぞれ特許法44条1項の分割要件を満たし、かつ、本件出願2に係る発明が親出願の出願当初明細書又は図面に記載された事項の範囲内である場合には、本件出願2の出願日は、親出願の出願日まで遡及することになる。

イ 本件出願1 (孫出願) は、子出願からの分割出願であるところ、前記2で判示したとおり、子出願の出願日は、平成5年10月29日とみなされ、親出願の出願日である昭和59年1月17日まで遡及することはない。そうすると、本件出願1から曾孫出願への分割、曾孫出願から本件出願2への分割が分割要件を満たしているとしても、本件出願2の出願日は、せいぜい、子出願の出願日とみなされる(本件出願1の分割出願の日とみなされる日でもある)平成5年10月29日までしか遡及しないこととなり、親出願の出願日である昭和59年1月17日まで遡及することはない。

ウ この点につき、原告は、本件特許2についての無効審判請求事件(無効2000-35604号)の審決(甲37)において、本件出願2が適法に分割出願されたと認定されたことによれば、本件出願2(玄孫出願)の出願日が親出願の出願日まで遡及しないことにはならないと主張する。しかしながら、前記2と同じ理由により、原告の主張は理由がない。」

3 争点(5)(原告主張の違憲等の有無)について

原審及び当審の被告の主張に明らかなとおり、被告は原告指摘の主張をしているから、同主張を認めても弁論主義を超えることにならず、また、同主張に沿う認定は特許庁の審査実務に反しておらず、特許法178条の訴えの管轄権のない裁判所が明らかな無効理由の存在を根拠に権利濫用と判断することは憲法29条に反しない。

第5 結語

その他, 原審及び当審における原告提出の各準備書面記載の主張に照らして, 原審及び当審で提出, 援用された全証拠を改めて精査しても, 当審の認定判断を覆すほどのものはない。

よって、原告の請求はいずれも理由がなく棄却すべきであり、これと同旨の 原判決は相当であるから、本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。

(当審口頭弁論終結日 平成14年11月22日)

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 若 林 諒

裁判官 小 野 洋 一